

公共料金問題 参考資料
(抜粋)

平成24年2月
消費者委員会

参考資料目次

【共通】

- 消費者庁及び消費者委員会設置法（抜粋）
- 公共料金について（「消費者庁HP」から抜粋） (P. 1)
- 消費者物価指数と重要な公共料金等
- 物価安定政策会議の開催について（**主要な調査課題**） (P. 3)
- 「公共料金の構造改革：現状と課題」等物価安定政策会議の主な議論の抜粋
- 消費者委員会における調査審議の軌跡（**取組の状況**と有識者ヒアリング結果） (P. 4)

【項目1（消費者庁）】

- 関係法令等
- 事業横断的ガイドラインの概要
- 東京電力に関する経営・財務調査委員会報告書指摘内容（抄） (P. 5)
- 「消費者基本計画」等（抜粋） (P. 6)
- 審議会等における委員の選任等の状況 (P. 8)
- 物価担当官制度の設置について
- 公共料金等の新規設定及び変更の取扱いについて（物価担当官会議申合せ）
- 閣僚会議の開催について (P. 9)
- 公共料金に関する研究会の立ち上げについて（消費者庁公表資料） (P. 14)
- 取組課題として盛り込む論点について（消費者庁「第1回公共料金に関する研究会」（平成24年2月24日開催）資料3より） (P. 16)

【項目2（1）（国土交通省）】

- 関係法令等
- 鉄軌道業の情報提供ガイドライン（新ガイドライン）について
- 鉄道運賃の決め方（「消費者庁HP」から抜粋）
- 加算運賃が設定されている鉄道区間の現状 (P. 18)
- 加算運賃に関する国会での議論（議事録より抜粋）
- 運輸審議会半年報からの抜粋（軽微認定事案） (P. 19)
- 運輸審議会発表案件の例（22年度、23年度） (P. 20)

【項目2（2）（経済産業省）】

- 関係法令等
- 電気料金情報公開ガイドライン
- 電気料金の改定プロセス
- 電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議の設置について
- 電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書（案）のポイント (P. 22)
- 東京電力に関する経営・財務調査委員会の開催について
- 東京電力に関する経営・財務調査委員会報告の概要

公共料金について（「消費者庁HP」から抜粋）

我が国は市場経済を基本としており、サービスの料金や商品の価格は、市場における自由な競争を通じて決められることが原則となっています。

しかし、料金や価格の中には、国会、政府や地方公共団体といった公的機関が、その水準の決定や改定に直接関わっているものがあります。これらは総称して公共料金と呼ばれています。税金や社会保険料も公的機関が決めています。これはサービスや商品の対価としての料金や価格ではないため、公共料金には含まれません。

これらの公共料金をその決定方法で分類してみると、国会や政府が決定するもの、政府が認可するもの、政府に届け出るもの、地方公共団体が決定するもの、に大きく分けられます。

まず、国会や政府が決定するものとしては、社会保険診療報酬、介護報酬などがあります。政府が認可・上限認可するものでは、電気料金、鉄道運賃、都市ガス料金、乗合バス運賃、高速道路料金などが代表的です。政府に届け出るものとしては国内航空運賃などがあり、電気料金や都市ガス料金は引下げ改定の場合、鉄道運賃、乗合バス運賃は上限価格の範囲内での改定の場合は、それぞれ届出制となっています。また、地方公共団体が決定するものとしては、公営水道料金、公立学校授業料、公衆浴場入浴料、印鑑証明手数料などが挙げられます。

公共料金は多岐にわたっているようですが、サービスなどの性質や分野はある程度限定されています。まず、光熱代、すなわちエネルギー供給の分野があります。また、通勤や通学、国内旅行などの移動に必要となる交通関連と電話料金や郵便料金といった通信関連があります。このほか、授業料、教科書といった教育関連、上下水道やごみ収集などの清掃代等の公衆衛生関連も重要な分野です。また、一般行政関連として、印鑑証明手数料など行政サービスの対価としての料金が分類できます。

◆決定方法による分類

国会や政府が決定するもの	社会保険診療報酬、介護報酬
政府が認可・上限認可するもの	電気料金、鉄道運賃、都市ガス料金、乗合バス運賃、高速自動車国道料金、タクシー運賃、郵便料金（第三種・第四種郵便物の料金）
政府に届け出るもの	電気通信料金（固定電話の通話料金など）、国内航空運賃、郵便料金（第一種・第二種郵便物の料金等） ※電気料金、都市ガス料金の引下げ改定 ※鉄道・乗合バス運賃の上限価格の範囲内での改定
地方公共団体が決定するもの	公営水道料金、公立学校授業料、公衆浴場入浴料、印鑑証明手数料等

(注) 1. NTT東西の加入電話サービスに係る基本料、施設設置負担金、市内通話料、県内市外通話料等は、上限価格規制（プライスキャップ規制）が適用されている（平成12年10月～）。

2. 封書のうち25g以下の第一種定形郵便物、郵便書簡、通常葉書の料金は、上限が設定されている。

◆ 公共料金と消費者物価指数のウエイト

平成22年基準		
	品 目	ウエイト
住居	281公営・都市再生機構・公社家賃	40
	(282公営家賃)	22
	(283都市再生機構・公社家賃)	18
	305火災保険	49
光熱・水道	308電気代	317
	310都市ガス代	96
	315水道料	100
	316下水道料	62
家具・家事用品	384清掃代	13
	(385し尿処理手数料)	4
	(386リサイクル料金)	9
保険医療	499診療代	196
交通・通信	506鉄道運賃(JR)	75
	(507普通運賃(JR))	32
	(508料金(JR、在来線))	8
	(509料金(JR、新幹線))	16
	512鉄道運賃(JR以外)	45
	516一般路線バス代	19
	517高速バス代	5
	518タクシー代	18
	519航空運賃	22
	520高速道路料金	27
	(521高速自動車道料金)	21
	(522都市高速道路料金)	7
	545自動車免許手数料	2
	546自動車保険料(自賠責)	34
	547自動車保険料(任意)	168
	551はがき	3
	552封書	8
	553固定電話通信料	93
	555運送料	15
教育	563公立高校授業料	7
	565国立大学授業料	13
	568公立幼稚園保育料	3
	572教科書	4
教養・娯楽	655受信料	78
	(656放送受信料(NHK))	43
	(657放送受信料(ケーブル))	29
	(658放送受信料(NHK・ケーブル以外))	5
	668プール使用料	3
	670美術館入館料	10
672競馬場入場料	2	
諸雑貨	725たばこ	53
	729損害保険料	122
	730保育所保育料	52
	731介護料	11
	732印鑑証明手数料	3
	733戸籍抄本手数料	3
	734パスポート取得費	3
参考	公共料金財(電気・ガス・水道・教科書・たばこ)	569
	公共サービス料金	1200
	公共料金	1769
	消費者物価指数(総合)	10000

出所：消費者庁HP

5. 物価安定政策会議における主なテーマ(平成13～21年)

◎物価安定政策会議における主要な調査課題

	開催日	議事
第46回	平成21年3月26日	最近の物価動向について タクシー事業を巡る諸問題の検討結果(交通政策審議会答申)の報告 燃料費調整制度の見直しについて(電気事業分科会第1次報告)の報告
第45回	平成20年10月24日	タクシー事業を巡る諸問題の検討状況について 電気料金の見直しについて
第44回	平成20年6月13日	原材料価格の高騰が生活関連物資等の価格等に与える影響について
第43回	平成20年2月28日	電子商取引が物価等に与える影響に関する調査委員会報告書について 最近の物価動向について
第42回	平成19年11月13日	電子商取引が物価等に与える影響に関する調査委員会における 議論の経過報告 東京地区タクシーの上限運賃改定の報告
第41回	平成19年5月31日	東京地区タクシーの上限運賃改定について
第40回	平成19年4月19日	東京地区タクシーの上限運賃改定について
第39回	平成18年12月4日	最近の物価動向について 公共料金の現状等について 電子商取引が物価及び消費者の購買活動に与える影響について
第38回	平成18年6月27日	最近の物価動向について 公共料金の現状等について 公共料金分野における規制影響分析ガイドラインについて
第37回	平成17年9月26日	公共料金分野における規制影響分析ガイドライン中間報告について 公共料金の現状について
第36回	平成17年2月3日	大手民鉄3社の運賃改定問題について
第35回	平成16年10月27日	公共料金の現状について 規制影響分析(RIA)について
第34回	平成15年6月18日	NTT東西のプライスカップ設定について
第33回	平成15年3月6日	公共料金分野における情報公開のフォローアップ報告書について
第32回	平成14年10月15日	公共料金分野における情報公開のフォローアップについて
第31回	平成13年9月25日	我が国の物価情勢について

◎電子商取引が物価等に与える影響に関する調査委員会

第1回	平成19年2月1日
～	～
第6回	平成20年1月21日

◎公共料金分野における規制影響分析検討委員会 (電力、電気通信、鉄道の各ワーキンググループ)

平成16年12月1日
～
平成18年6月13日

◎公共料金情報公開推進検討会

第1回	平成14年11月5日
～	～
第11回	平成15年2月24日

◎物価安定政策会議特別部会 (基本問題検討会)

平成13年4月23日	「公共料金の構造 改革：現状と課題」
～ 平成14年6月25日	

出典：平成24年2月24日(金)

消費者庁「第1回公共料金に関する研究会」資料

消費者委員会における調査審議の軌跡

1. 消費者委員会の取り組み (2011年9月～)

○「公共料金」担当委員(※)を中心に検討を開始

- ※「公共料金」担当委員
- ・山口 広 委員長代理 (弁護士)
 - ・小幡 純子 委員 (上智大学法科大学院長)
 - ・細川 幸一 委員 (日本女子大学家政学部教授)

2. これまでの審議状況等

- 平成 23 年 11 月 11 日 第 73 回消費者委員会
「消費者基本計画の検証・評価・監視について (公共料金)」
消費者庁からヒアリング
- 平成 23 年 12 月 13 日 第 77 回消費者委員会
「公共料金について」 第 1 回有識者ヒアリング
 - ・古城 誠 上智大学法学部長 【別添資料参照】
 - ・惣宇利 紀男 大阪市立大学名誉教授・(財)関西消費者協会理事長 【別添資料参照】
- 平成 24 年 1 月 31 日(火) 委員間打合せ
「公共料金について」 第 1 回関係省庁ヒアリング
国土交通省からヒアリング
- 平成 24 年 2 月 8 日(水) 委員間打合せ
「公共料金について」 第 2 回関係省庁ヒアリング
経済産業省からヒアリング
- 平成 24 年 2 月 14 日(火) 第 81 回消費者委員会
「公共料金について」 第 2 回有識者ヒアリング
 - ・舟田 正之 立教大学法学部教授【別添資料参照】
 - ・山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授【別添資料参照】
- 平成 24 年 2 月 28 日(火) 第 82 回消費者委員会
「公共料金について」
消費者庁・国土交通省・経済産業省(資源エネルギー庁)に建議

※上記有識者ヒアリング、関係省庁ヒアリングの他、委員間打ち合わせ、担当委員打ち合わせ等の場で検討。なお、担当委員を中心に関係各省を訪問しての調査等も実施。

【経営・財務調査委員会報告書指摘内容】

東京電力に関する経営・財務調査委員会報告書指摘内容（報告書 P137、P150）（抄）

(II) 第三者による規制料金の適正性の確認、妥当性の評価

第三者による料金の適正性の確認、妥当性の評価のためには、届出時と実績の料金原価の乖離を検証することが考えられるが、現行の電気料金情報公開ガイドラインの下では、上記検証を行うために必要な数値（個別原価プロセス等を通じ、各需要種別の料金を算出するために必要な詳細な数値及び実績値等）情報の公開がないため、事実上、第三者が上述のような意味での名目値ベースでの料金の適正性の確認、妥当性の評価を行うことは不可能となっている。

加えて、この電気料金情報公開ガイドラインに従えば、東電が原価算定期間を超えても料金改定を行わない場合には、その理由を説明することとされている。

しかし、この点について、直近 10 年間の東電の情報開示の状況は以下のとおりであり、経営効率化、費用削減に努めることへの言及はあるものの、原価算定期間を超えても料金改定を行わない理由についての直接的な言及はない。

図表6.1.1.3.(21) 原価算定期間を超えても、料金改定を行わない理由

平成13年	上期は原価算定期間に該当、平成14年4月の改定実施を表明（平成13年11月）
平成14年	原価算定期間に該当
平成15年	特段の言及なし
平成16年	平成16年10月の改定実施を表明（平成16年5月）
平成17年	上期は原価算定期間に該当、平成18年4月の改定実施を表明（平成17年11月）
平成18年	原価算定期間に該当
平成19年	今後の電気料金につきましては、円安の進展や金利の上昇、平成19年度税制改正に伴う減価償却費負担の増加など、費用の増加要因があることなどから、当面は現行料金を維持しつつ、一層の経営効率化に努めるとともに、財務体質の改善など事業基盤を強化することにより、長期的な料金の低廉化を目指してまいりたいと考えております。（18年度決算発表時）
平成20年	東京電力グループの総力をあげて徹底した費用削減に努め、当面は現行の電気料金を維持してまいりたいと考えています。（19年度決算発表時）
平成21年	引き続き東京電力グループの総力をあげて徹底した費用削減に努め、当面は現行の電気料金を維持してまいりたいと考えています。（20年度決算発表時）
平成22年	当面は現行の電気料金を維持しつつ、引き続き最大限の経営効率化に努めてまいりたいと考えています。（21年度決算発表時）

こうした点をふまえると、電気料金情報公開ガイドラインに基づく、東電の情報開示の状況は十分であるとは評価しがたく、事業者としての説明責任を十分果たしているとは言い難いと考えられる。

(1) 総原価の適正性

③ 託送料金等の適正性評価について

・電気料金ガイドラインについて見直し、第三者による料金の適正性の確認、料金の妥当性評価がしっかりと行われるようにすべきではないか。

・特に託送料金については、IPP、PPS 等の事業者の競争条件に影響することであることから、特に透明・中立であることが求められており、規制当局が十分な情報公開を求めることが必要ではないか。

【「消費者基本計画」の検証・評価・監視】

「消費者基本計画」、
「平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証及び評価の結果」(抜粋)

●消費者基本計画(抜粋)

第2 消費者政策の基本的方向

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

政府は、商品と役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の拡大を図るため、公正かつ自由な競争を促進するために必要な施策を講じます。また、国民の消費生活において重要な公共料金等については、その決定、認可等に当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めます。

(4) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

政府は、消費生活に関する消費者等の意見を広く施策に反映し、当該施策の策定の過程の公正性・透明性を確保するための制度の整備などの必要な施策を講じます。

【具体的施策】

今後5年間に講ずべき具体的施策は、以下のとおりです。

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
67	各省庁所管の公共料金等について、従来から消費者庁への協議や閣僚会議への付議を行ってきていますが、消費者庁・消費者委員会の関与の在り方を含め、その仕組みの見直しなどの検討を行い、必要な措置を講じます。	消費者庁 関係省庁等	平成 22 年度中を目途に結論を得ます。

●平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証及び評価の結果」(抜粋)

平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	【平成 22 年度分の「工程表」】 ・仕組みの見直しなどにつき検討、一定の結論。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・平成 23 年3月 14 日に物価担当官会議を開催し、各省庁が所管する公共料金等について消費者庁への協議等の取扱

	<p>いを定めていた「物価担当官会議申合せ」を改正した。</p> <p>・この申合せの改正により、<u>公共料金等の決定に当たり、従来は値上げの場合に限って消費者庁との協議等が行われることとなっていたところ、各省庁において消費者の立場に立った対応が図られているかどうかの確認を徹底する観点から、公共料金等を新規に設定する場合についても、消費者庁への協議等を行うこととした。</u></p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <p>・「平成 22 年度中を目途に結論を得ます。」とされているところ、22 年度中に措置を講じることができた。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ー</p> <p>3. 上記以外の評価 ー</p>
今後の取組方針(平成 23 年度を含む。) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>・改正した物価担当官会議申合せを今後適切に運用する。</p>

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 67 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (公共料金等の新規設定についても消費者庁との協議等を行うこととした。)

◎消費者基本計画(抜粋)

(4) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
108	審議会委員の選任に当たっては、当該審議会の性格等に応じて、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めます。	関係省庁等	継続的に実施します。

◎平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証及び評価の結果」(抜粋) (略)

審議会等における委員の選任等の状況

1 公共料金に関わる審議会等（主なもの）における委員の選任等の状況

所管省庁	審議会等の名称 (公共料金の種類)	委員構成	委員の選任状況		公開に関する規定	実際の公開状況
			消費者庁 (平成23年3月末)	消費者委員会 (平成23年12月末)		
総務省	情報通信行政・郵政行政審議会 (郵便料金、NTT東西加入電話)	・19名 (規程上30名)	2	1 (全相協前理事長)	原則公開	議事録、配付資料 審議資料等
	電波監理審議会 (電波利用料)	・5名 (規程上5名) ※国会同意	1	1 (消費生活アドバイザー)	規定無し	議事録、配付資料 審議資料等
金融庁	自動車損害賠償責任保険審議会 (自動車損害賠償責任保険料)	・13名 (規程上13名)	6	1 (日本消費者協会職員)	原則公開	議事録、配付資料
農林水産省	食料・農業・農村政策審議会 (指定食肉の安定上位価格等)	・22人 (規程上30名)	4	2 (全国消団連事務局長、主婦代表)	規定無し	議事録、配付資料
国土交通省	運輸審議会 (鉄道、バス、タクシー等)	・6名 (規程上6名) ※国会同意	6	0	規定無し	議事概要、 諮問・答申文

(注) 当委員会の調査結果による。

2 平成22年度中に消費者を代表する委員を増やしたとする審議会等における委員の選任等の状況

所管省庁	審議会等の名称 (公共料金の種類)	委員構成	委員の選任状況		公開に関する規定	実際の公開状況
			消費者庁 (平成23年3月末)	消費者委員会 (平成23年12月末)		
農林水産省	独立行政法人評価委員会	・25名 (規程上30名)	3	全国消団連事務局長、 全地婦連事務局長、 主婦連合会役員	規定上は 非公開	議事録、配付資料
	農林漁業保険審査会	・20名 (規程上20名)	1	全相協理事長	原則公開	議事録、配付資料
	獣医事審議会	・20名 (規程上20名)	1	元全国消団連事務局長	規定無し	議事要旨
	林政審議会	・20名 (規程上30名)	1	NPO団体役員	規定無し	議事録、配付資料
経済産業省	計量行政審議会	・19名 (規程上20名)	3	県地婦連役員、 NACS役員、 主婦連合会事務局長	原則公開	議事録、配付資料

(注) 当委員会の調査結果による。

公共料金等の新規設定及び変更の取扱いについて

平成 23 年 3 月 14 日
物価担当官会議申合せ

政府の規制する料金または価格（以下「公共料金等」という。）の新規設定及び変更に係る決定、認可その他の措置（以下「認可等」という。）については、消費者基本法第 16 条第 2 項の趣旨を踏まえ消費者に与える影響を十分に考慮すべく、下記により取扱うこととする。

なお、昭和 47 年 7 月 20 日付け物価担当官会議申合せ「公共料金等の改定の取扱いについて」はこれを廃止する。

記

1. 重要な公共料金等（別紙 1 に掲げるもの）の新規設定及び変更（引下げの場合を除く。）については、所管省庁が認可等をするに当たり、事前に物価問題に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）に付議する。
2. 上記以外の公共料金等（別紙 2 に掲げるもの）の新規設定及び変更（引下げの場合を除く。）については、所管省庁が認可等をするに当たり、消費者庁と事前に協議を行うものとする。
3. その他は各省庁において処理するものとし、事後速やかに消費者庁へ情報提供を行う。
4. ただし、1. 及び 2. のうち法律、政令または予算による等、公共料金等が閣議を経て決定される場合には、重ねて関係閣僚会議への付議や消費者庁との協議を行うことは要しないこととする。この場合において、所管省庁はあらかじめ法令協議や予算編成段階等において消費者庁と調整を行うものとする。
5. 公共料金等の認可等について、関係閣僚会議への付議や消費者庁との協議が必要、かつ適当な特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、関係閣僚会議への付議や消費者庁との協議を行うものとする。
6. 公共料金等に関する制度改正などにより本申合せの改定が必要と考えられる場合は、所管省庁は事前に消費者庁へ連絡するものとする。

別紙1 物価問題に関する関係閣僚会議に付議する公共料金等

【注】「公共料金の種類」欄で括弧囲いした項目は、公共料金等が閣議を経て決定される場合（本文の記4. に該当）を示す。

所管	公共料金等の種類
総務省	<p>(1) 以下に掲げる郵便物、信書便物の料金の上限</p> <p>① 定形郵便物（25グラム以下のものに限る。）</p> <p>② 料金上限規制の対象となる25グラム以下の信書便物</p> <p>(2) NTT東西の加入電話、公衆電話、ISDNの料金に係る基準料金指数の算出方法の設定又は変更</p> <p>(3) NTT東西の加入電話、公衆電話、ISDNの料金につき、変更後の料金の料金指数が(2)の基準料金指数を超える変更</p>
財務省	<p>(1) 製造たばこの小売定価（定価の新規設定及び変更に係る製造たばこの国内市場占有率が50%を超える場合に限る。）</p>
文部科学省	〔 (1) 国立学校授業料の額の標準 〕
厚生労働省	〔 (1) 社会保険診療報酬（全体の改定率が引上げとなる場合に限る。） (2) 介護報酬（全体の改定率が引上げとなる場合に限る。） 〕
経済産業省	<p>(1) 一般電気事業者のうち、北海道電力、東北電力、東京電力、北陸電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力の供給約款料金</p> <p>(2) 一般ガス事業者のうち、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの6大都市（東京、大阪、名古屋、京都、神戸、横浜）に係る供給約款料金（引上げとなる場合に限る。）（みなし一般ガス事業は除く。）</p>
国土交通省	<p>(1) 以下に掲げる鉄道事業者の旅客の運賃の上限の変更のうち重要なもの（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。）</p> <p>① JR旅客会社（北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州）</p> <p>② 民鉄大手15社（東武、西武、京王、小田急、東急、京急、京成、相鉄、名鉄、近鉄、京阪、南海、阪急、阪神、西鉄）</p> <p>③ 東京地下鉄及び6大都市（東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市をいう。以下同じ。）の公営地下鉄</p> <p>(2) 以下に掲げる一般バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）の旅客の運賃の上限の変更のうち重要なもの（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。）</p> <p>① 東京都特別区内に路線を有する大手民営事業者（国際興業、関東バス、西武バス、東急バス、京王バス東、京浜急行バス、小田急バス、京成バス、東武バスセントラル）</p> <p>② 6大都市の公営事業者</p> <p>(3) 東京都特別区に係るタクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者）の基本運賃（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る運賃を除く。）</p>

別紙2 消費者庁と協議を行うものとする公共料金等

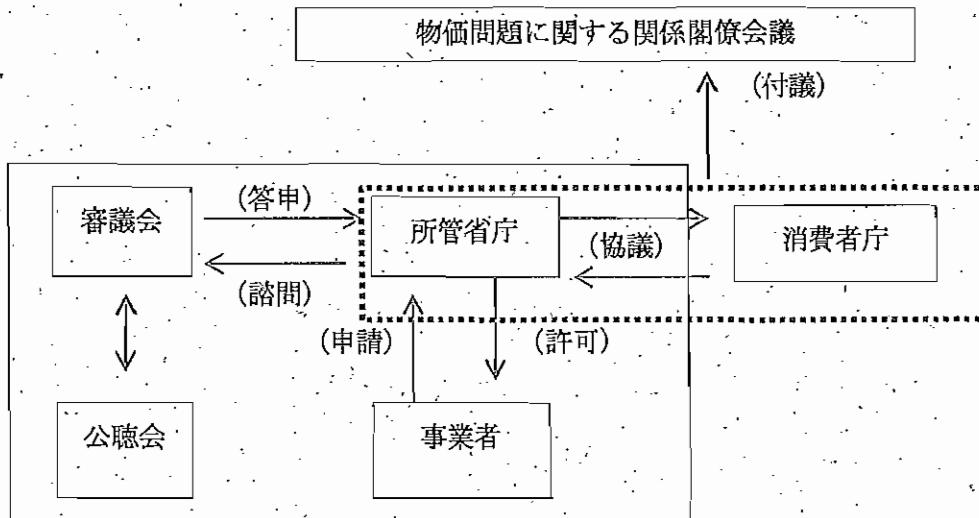
【注】「公共料金の種類」欄で括弧囲いした項目は、公共料金等が閣議を経て決定される場合（本文の記4. に該当）を示す。

所管	公共料金等の種類
警察庁	(1) 運転免許手数料の額の標準（試験手数料、交付手数料、更新手数料及び更新時講習手数料）
金融庁	(1) 自動車損害賠償責任保険料
総務省	(1) 第三種郵便物、第四種郵便物の料金 (2) 国内電報に関する基本的な料金（通常電報料） (3) 電波利用料
法務省	(1) 不動産登記法、商業登記法その他の法令による登記簿の謄抄本等の交付等の請求に関する以下の手数料 ① 登記事項証明書又は登記簿の謄本若しくは抄本 ② 登記識別情報に関する証明書 ③ 地図等及び土地所在図等の全部又は一部の写し ④ 印鑑の証明書 ⑤ 建造中の船舶の登記がないことの証明 ⑥ 登記簿又はその付属書類の閲覧 ⑦ 本支店一括登記 (2) 戸籍手数料の額の標準
外務省	(1) 旅券手数料（都道府県が徴収できる手数料の額の標準を含む。）
財務省	(1) 製造たばこの小売定価 （定価の新規設定及び変更に係る製造たばこの国内市場占有率が1%を超え50%以下の場合に限る。） (2) 製造たばこの最高販売価格 （価格の新規設定及び変更に係る製造たばこの国内市場占有率が25%を超える場合に限る。）
文部 科学省	(1) 国立学校入学料の額の標準 (2) 国立学校検定料の額の標準 (3) 検定教科書の定価
厚生 労働省	(1) 社会保険診療報酬（全体の改定率が据置きとなる場合に限る。） (2) 介護報酬（全体の改定率が据置きとなる場合に限る。）
農林水産省	(1) 指定食肉（牛肉、豚肉）の安定上位価格及び安定基準価格
経済産業省	(1) 一般電気事業者のうち沖縄電力の供給約款料金 (2) 一般ガス事業者のうち、各都市に係る供給戸数15万戸以上の事業者の供給約款

所管	公共料金等の種類
	料金（引上げとなる場合に限る。）（みなし一般ガス事業は除く。）
国土交通省	<p>(1) 別紙1の(1)に掲げる鉄道事業者の旅客の運賃の上限の新規設定及び変更（重要なものを除く。）（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。）</p> <p>(2) 保有客車数 150 両以上（公営事業者及び三大都市圏に路線を有する民営事業者については、保有客車数 90 両以上）の鉄道事業者又は軌道事業者の旅客の運賃の上限（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。）</p> <p style="padding-left: 40px;">※ 保有客車数は、換算車両数（定員 145 人を 1 両）とする。</p> <p>(3) 新幹線鉄道に係る特別急行料金の上限</p> <p>(4) 別紙1の(2)に掲げる一般バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）の旅客の運賃の上限の新規設定及び変更（重要なものを除く。）（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。）</p> <p>(5) 保有車両数 400 台以上（公営事業者及び政令指定都市に路線を有する民営事業者については、保有車両数 200 台以上）の一般バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）の旅客の運賃の上限（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。）</p> <p>(6) 人口 50 万人以上の都市に係るタクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者の基本運賃（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る運賃を除く。）</p> <p>(7) トラック運送事業（一般貨物自動車運送事業）における特定地域の標準運賃</p> <p>(8) 指定区間における旅客船事業（一般旅客定期航路事業）の運賃の上限で、以下に掲げるもの</p> <p style="padding-left: 40px;">① 主に旅客運送を行う者で使用する船舶が 10,000 t 以上のもの</p> <p style="padding-left: 40px;">② 主に自動車航送を行う者で使用する船舶が 50,000 t 以上のもの</p> <p>(9) 高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路及び本州四国連絡高速道路の通行料金（割引制度に係るものを除く。）並びに東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社に係る高速自動車国道を除く高速道路の通行料金のうち重要なもの（割引制度に係るものを除く。）</p>

公共料金の改訂手続き

○ 改定手続きの基本的な流れ



平成24年2月21日
消費者庁

公共料金に関する研究会の立ち上げについて

消費者庁では、このほど、公共料金に関する現状と課題を整理するため、有識者による研究会を立ち上げます。これは、最近の公共料金をめぐる動向を踏まえて、消費者の観点からより適切な働きかけを検討するためのものです。

1. 趣旨

昨年3月の東日本大震災と原子力発電所事故が電気料金へ与える影響等をめぐる議論を契機に、国民生活における公共料金の重要性が、あらためて注目されています。

消費者庁は、消費者に与える影響を十分に考慮するとの観点から、重要な公共料金の認可等について、物価問題に関する関係閣僚会議への付議や所管省庁との協議を行っています。

最近の公共料金をめぐる動向を踏まえて、こうした対応が今後ますます重要になることから、公共料金に関する現状と課題を整理するため、有識者による研究会を立ち上げます。

2. 検討事項

- 消費者への情報提供、消費者の参画について
- 公共料金への消費者の理解に影響を与える事項について
 - ・料金の算定方法
 - ・政府による規制の在り方
 - ・企業努力 など
- その他

3. 研究会の位置づけ

副大臣主宰の研究会として開催します。

4. 構成メンバー

別紙のとおりです。

(別紙)

公共料金に関する研究会

委員名簿

委員

- | | |
|--------|--------------------------|
| 井手 秀樹 | 慶應義塾大学商学部教授 |
| 岩岡 宏保 | 埼玉県消費者団体連絡会事務局長 |
| 岸井 大太郎 | 法政大学法学部教授 |
| 古城 誠 | 上智大学法学部長 |
| 白山 真一 | 公認会計士／有限責任監査法人トーマツ パートナー |
| 関口 博正 | 神奈川大学経営学部准教授 |
| 松村 敏弘 | 東京大学社会科学研究所教授 |
| 矢野 洋子 | 東京消費者団体連絡センター事務局長 |

(敬称略・五十音順)

オブザーバー

消費者委員会から参画

事務局

消費者庁 消費生活情報課

取組課題として盛り込む 論点について

出典：平成24年2月24日(金)

消費者庁「第1回公共料金に関する研究会」資料

取組課題として盛り込む論点について（案）

1. 消費者への情報提供・消費者の参画

- (1) 消費者に対する料金制度の「見える」化が適切に図られているか、消費者利益にとって重要な情報・項目が省略されていないか。
(現状) 公共料金の分野別の情報公開ガイドラインはおおむね策定され公表している
(論点)
- ・情報公開ガイドラインにおける料金制度の「見える化」の評価。情報の提供先である消費者の利益への十分な配慮の評価
 - ・情報公開ガイドラインそのものに対する消費者意見の反映
 - ・情報公開推進の枠組みとしての現行の横断的ガイドライン（平成12年作成）の妥当性
 - ・消費者のリテラシーの向上
- (2) 料金決定への消費者の参画は十分か、実質的なものになっているか。
(現状) 審議会、公聴会へ消費者（団体）が参加している。
(論点)
- ・消費者の意見を幅広く代表する立場、また消費者に議論の内容をフィードバックする機能を持つ消費者団体の参画体制の在り方
 - ・審議会、公聴会側の消費者団体の受け入れ態勢の在り方
- (3) 消費者にとって料金の予測可能性は高いか。
(現状) 料金の先行きが不透明との消費者の声あり
(論点)
- ・設備投資等と料金負担との関連の消費者に対する説明方法の在り方
- (4) 効率化、コスト削減等の経営努力が適切に行われているか、消費者に分かりやすく説明されているか。
(現状) 料金の根拠に関する定量的な説明が不足しているとの指摘
(論点)
- ・効率化、コスト削減と料金との関連の分かりやすい説明の在り方

2. 料金設定方式

(1) 消費者の選択の幅や機会が適切に確保されるような、多様な料金メニューが提供されているか。

(現状) 分かりづらいとの声あり

(論点)

- ・それぞれの分野ごとの成功例、また業種横断的な成功例の共有化方法
- ・提供方法の適切な評価基準、方法

(2) 料金の水準や内容に消費者利益が十分に反映されるような料金設定方式になっているか。

(項目例)

① 原価として算入する費用項目・計算期間

(現状) 原価に含める項目、期間の妥当性に疑義(「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」(経済産業省))

(論点)

- ・原価項目、期間の妥当性の考え方

② インセンティブ規制の導入

(現状) ヤードスティック(電気、ガス、鉄道、バス、タクシー)

プライスカップ(通信)

(論点)

- ・インセンティブ規制の現在の評価、今後の効果の見通し及び在り方

③ 原材料等財・サービスの価格低下の反映

(現状) 「円高への総合的対応策」(平成23年10月21日)、円高メリットの「見える化」: 全国10電力会社における燃料費調整単価の円高メリット公表

(論点)

- ・これまでの評価、今後の在り方

加算運賃が設定されている鉄道区間の現状

■2007年当時に加算運賃が設定されていた20鉄道区間

(出典：2007年11月18日付毎日新聞記事『建設費回収・・・まだ?』)

■加算運賃の現状

(各社WEBの掲載内容を事務局にて抜粋)

鉄道会社名	区間	加算額(運賃)	開始年	廃止年	現状(A:当初計画設備投資額、B:その他(支払利息・線路使用料等)、C:累積加算運賃収受額、いずれも2010年度末現在)
JR北海道	千歳線 南千歳—新千歳空港	140円	1992年	—	A:173億円、B:143億円、C:197億円
京成	東成田線 京成成田—東成田	70円	1978年	—	A:424億円、B:303億円、C:60億円
	空港線 京成成田—成田空港	140円	1991年	—	A:118億円、B:287億円、C:242億円
京急	空港線 天空橋—羽田空港	170円	1998年	—	A:約700億円、B:約260億円、C:約420億円
京王	相模原線 京王多摩川—橋本	10~80円	1979年	—	A+B:856億円、C:485億円
相鉄	いずみ野線 二俣川—いずみ中央	20~40円	1976年	—	いずみ野線全体で現状につき掲載
	いずみ野線 いずみ中央—湘南台	30円	1999年	—	総事業費1,103億円(A:748億円、B:355億円)、C:110億円
名鉄	知多新線 富貴—内海	20~70円	1976年	—	A:93億円、B:104億円、C:28億円
	豊田線 赤池—梅坪	20~60円	1979年	—	A:295億円、B:277億円、C:186億円
	空港線 常滑—中部国際空港	30~80円	2005年	—	A:259億円、B:87億円、C:32億円
	羽島線 新羽島—江吉良	30円	1982年	—	A:31億円、B:26億円、C:4億円
近鉄	鳥羽線 宇治山田—鳥羽	10~30円	1970年	—	A:65億円、B:58億円、C:41億円
	けいはんな線 長田—生駒	40~130円	1986年	—	A:1,120億円、B:749億円、C:290億円
	けいはんな線 生駒—学研奈良登美ヶ丘	40~130円	2006年	—	A:468億円、B:90億円、C:15億円
京阪	鴨東線 三条—出町柳	60円	1989年	—	A:460億円、B:294億円、C:166億円
南海	空港線 泉佐野—関西空港	120~220円	1994年	—	A:507億円、B:601億円、C:206億円
JR西日本	関西空港線 日根野—関西空港	150~210円	1994年	—	A:682億円、B:460億円、C:225億円
大阪府都市開発	泉北高速線 光明池—和泉中央	20円	1995年	—	A+B:185億円、C:16億円
JR四国	本四備讃線 宇多津—児島	100円	1996年	—	A+B:312億円、C:87億円
JR九州	宮崎空港線 田吉—宮崎空港	120円	1996年	—	A:11.6億円、B:14.6億円、C:9億円

運輸審議会半年報（平成22年7月～12月）（抜粋）

V 軽微認定事案

○鉄道の特別急行料金の上限設定認可

認定月日	申請者	事案の内容
9月21日	東日本旅客鉄道株式会社	東北新幹線（八戸・新青森間）の開業に伴う鉄道の特別急行料金の上限設定
11月25日	東日本旅客鉄道株式会社	東北新幹線「はやぶさ」号の開業に伴う鉄道の特別急行料金の上限設定
12月21日	九州旅客鉄道株式会社	九州新幹線（博多・新八代間）の開業に伴う鉄道の特別急行料金の上限設定

平成22年9月21日
運輸審議会審理室

運輸審議会発表案件

東日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の特別急行料金の上限設定
認可申請（東北新幹線）事案に関する軽微認定について

事案の種類	申請者
鉄道の特別急行料金の上限設定認可	東日本旅客鉄道株式会社

東日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の特別急行料金の上限設定認可申請事案について、運輸審議会一般規則第12条の規定に基づき、運輸審議会は所管局から説明を聴取し検討を行った結果、本日、軽微な事案（国土交通省設置法第15条第3項に規定する「運輸審議会が軽微なものと認めるもの」）と認定しましたので、お知らせします。

【連絡先】

運輸審議会審理室 小室、石原
（代表）03（5253）8111（内線）53515
（直通）03（5253）8810

平成23年12月22日
運輸審議会審理室

運輸審議会発表案件

沖縄都市モノレール株式会社からの軌道事業の特許申請事案に
関する国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案
としての認定について

事案の種類	申請者
軌道事業の特許	沖縄都市モノレール株式会社

沖縄都市モノレール株式会社からの沖縄県那覇市首里汀良町～沖縄県浦添市前田間（約4.1km）に係る軌道事業の特許申請事案について、運輸審議会一般規則第12条の規定に基づき、運輸審議会は所管局から事案の概要、収支の見通し、関係機関との調整状況等について幅広く説明を聴取し検討を行いました。

その結果、当該軌道事業には軌道法上問題となる点は認められないこと、利害関係人の異議申し立てがなされ又は予想されるような案件ではないことが確認されました。

これにより、本日、国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案と認定しましたので、お知らせします。

なお、運輸審議会での審議概要についてはHPで公表しております。

[連絡先]
運輸審議会審理室 杉山、本間
(代表) 03 (5253) 8111 (内線) 53515

電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書（案） のポイント

1. 基本的考え方

- (1) 値上げ認可時においては原価の厳格な査定を行う一方、値下げ届出時や事後評価においては一般電気事業者による説明と行政による事後チェックを的確に行うことを徹底。
- (2) 事業に要する費用すべての回収を認めるのではなく、あるべき適正な費用のみの回収を認めることを徹底。
- (3) 一般電気事業者が自らの供給力のみ依存する安定供給確保から、他社供給力や需要側の取組も活用した安定供給確保に転換することを促す。

2. 供給計画等の事前計画

電気料金算定の前提となる供給計画において、一定の需要抑制に効果により安定供給に資することが見込めることに加え、効率的な設備形成の確保にも寄与するため、これまで織り込んでこなかった随時調整契約やデマンド・レスポンス等の需要抑制方策についても一定の評価を行うことが適当。

3. 原価の適正性の確保

- ① 値上げ認可時に原価として認めることが適当ではない費用
需要家に負担を求める電気料金の値上げ認可を行う場合には、電気の供給により優先度の高い費用に重点化することが求められることから、

(ア) 広告宣伝費（電気料金メニューの周知、電気の安全に関わる周知、公益的な目的から行う情報提供を除く）

(イ) 寄付金

(ウ) 団体費

については料金原価に算入することを認めるべきではない。

②経営効率化の織り込み方法

各費用の性格に応じて、適切な経営効率化努力を織り込んだ原価査定を行う。

(ア) 人件費

一般企業の平均値（従業員 1,000 人以上）を基本に、他の公益企業の平均値とも比較しつつ査定。

(イ) 修繕費

各社ごとに、過去実績を基にした基準（例えば、帳簿原価に占める修繕費の割合である修繕費率）により査定。

また、各社ごとにわかれているスペックの標準化等についても検討。

(ウ) 燃料費、購入電力費

燃料においては共同調達の実施、購入電力については卸電力取引所からの調達等の効率化努力を求める。特に燃料費は、官民一体となった取組により、国全体として効率的な調達が必要。

(エ) 設備関係費（減価償却費、固定資産除却費）

原則として、入札等の実施を求め個別に査定。火力発電所については、新しい火力入札制度を導入（下記、「4. 新しい火力入札」を参照。）。

(オ) 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）

従来、非件名案件としてまとめて原価算入されているものが多かったことから、個別査定を行う項目を可能な限り拡大。

個別査定に当たっては、入札等を原則として、入札等を行わないものについては過去の類似事例の入札結果等を基準に査定。個別査定を行わない項目については、ヤードスティック査定。

4. 新しい火力入札

今後、一般電気事業者が火力電源を自社で新設・増設・リプレースする場合は、既に建設プロセスが進んでいるため入札を実施しても運転開始予定日に間に合わない案件等を除き、原則全ての火力電源について IPP 入札を実施。入札を行わない場合、入札した場合に想定される価格等を参考にして査定。

5. 公正かつ適正な事業報酬

① レートベース対象資産の範囲

供給設備は、デマンド・レスポンス等を踏まえた需要見通しを前提にした供給力に限定し、長期停止発電設備については、緊急時の即時対応性、将来の稼働の確実性等を踏まえて算入の可否を判断。また、正当な理由なく著しく低い稼働率となっている設備は対象外。

② 事業報酬率

震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないように、一方、資金調達に支障が生じないように、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定。

6. 原価算定期間及び電源構成変動への対応

①原価算定期間

一般電気事業者の料金改定が概ね2年ごとに実施されてきたこと、一般的な企業の中期経営計画が3年であること等を踏まえ、認可時については3年を原則。

届出時は、自主的な経営効率化努力を料金に迅速に反映する観点から、より柔軟に設定。

②電源構成の変動への対応

原価算定期間の複数年化を踏まえ、原価算定期間内に電源構成が原子力発電の稼働状況等により大きく変動した場合には、料金値上げの認可を経ていることを条件に電源構成による原価の変動分のみを料金に反映させる改定を認める。

7. 個別原価計算・レートメイク

託送料金について第三者が適切性・妥当性の確認を行えるよう、以下について所要の情報公開を実施。

①「一般管理費等」・「変動費」・「販売費」の配分比率

配分のルールは料金算定規則等において定められているが具体的な数値が明らかにされていないことから、競争・取引環境に悪影響が生じないように配慮しつつ、諸元及び配分ルール等を公表する。

②事業者ルール

算定規則によらずに事業者が自ら設定する整理方法のうち、具体的な算定方法が明らかにされていないものについては、届出に当たって、具体的な算定方法がわかるようなものとする。

③アンシラリーサービス費の算定

算定規則による具体的な算定方法が明らかでないことから、算定方法及びその値について具体的に公表する。

8. デマンド・レスポンス料金とスマートメーターの導入

スマートメーターの普及までには一定のリードタイムが必要となることから、それまでの間は、各電力会社が、スマートメーターがなくとも対応可能な範囲において、需要家の受容性を踏まえ、時間帯別料金の多様化や三段階料金の見直し、季節別料金の導入などを検討。

スマートメーターの導入に当たっては、効率的な調達の観点からオープンな形で実質的な競争がある入札を行うことが原則。

9. 事後評価

①料金設定時における評価

値下げ届出時に、認可時に原価算入が認められない費用（広告宣伝費、寄付金、団体費）について、事業者による説明責任が重要となることから、これらの費用を算定規則上明確化。

②原価算定期間における評価

毎年度、事業者が決算発表時等に、決算実績や収支見通しを説明するとともに、利益の使途や料金改定時に計画した効率化の進捗状況等を需要家がわかりやすい形で説明。

併せて、これまで自由化部門が赤字の場合のみに公表していた部門別収支を常に公表。

③原価算定期間終了後の事後評価

原価算定期間終了後、事業者が料金改定を行わない場合、事業者が部門別収支ベースの原価と実績値、算定期間終了後の収支見通し、利益の使途等について説明。

行政は、これを評価し、必要に応じて報告徴収を実施し、料金認可申請命令の発動の要否を検討。

④行政における体制整備

料金認可時における査定メルクマールの設定等、料金査定を行う上での技術的な手法の検討や原価の妥当性を評価するための前提となる調査など、専門的な知見を活用することが可能な分野については、積極的に外部専門家の活用も検討。